

昭和四十四年二月

農面道路新設に伴う

長尾原遺跡及長尾原一号墳調査概報

島根県川本農林土木事務所

一、遺跡の位置と調査に至るまでの経過

出羽川の清流によって形成された延々十五軒に及ぶ河岸段丘を中心として繰り抜けられる出羽盆地——それは石見山間古代文化の搖籃の地である。この盆地には牛塚原遺跡・廣瀬原A遺跡にみられるように、山間の地としては極めて早く既に彌生式時代前期の頃からしっかりととした集落が形成され、その後段丘上一円に集落が拓いて、彌生式時代の後期頃には段丘面に切れ間なく集落が並び、これ等の集落はその後次第に人口の増加による膨張の一途をたどり、土師器前半の終り頃には各集落の規模はその頂点に達するのである。その後これを各集落は内部分解を起して小規模となり、かわって谷合のあちらこちらに新しい集落が誕生して今日の瑞穂町内及びその周辺一円に小集落が散在することとなるのである。その現象の間には当然食糧事情が介在していたであろうことは想像に難くない。即ち、古来よりの湿地帯農業による米作が、それによってまかなわれる人口の極限に達した時期に新しい灌溉技術をもつた農法が大陸から伝えられ、そ



れによつてそれまで水田化の不可能であつたあちらこちらの谷合の地が耕作可能地と化し、それが集落の全般的な散在をうながす因となつたものと考えられるのである。このような歴史的事情をもつこの地は、その經營とした村づくりが続けられ、この新しい集落を母体とした古墳の築造も始められるようになつてこの地方の政治的・社会を形成することとなるが、平安時代に入ると如何なる事情によるのかはわからないが山城國賀茂別雷社の社領莊園と化して久永庄と呼ばれることになる。いつ頃どのような事情で賀茂社領となつたかを知ることのできる資料は今のところ何物もないが、昭和十五年に賀茂別雷社より公刊された史料集「賀茂庄通報記」に記載されている賴朝書状等に賀茂社領としての石見國久永庄をみると、当地方の社寺に残る古墳群に「石見國邑智郡久永庄○○村」と明記されていることから、この地方が少なくとも賴朝以前の平安時代から賀茂別雷社領であったことを知ることができるのであり、このことは單に当地方の古代社会の解明の上に重要なばかりではなく、日本の莊園形態の究明の上にも見逃せない意味を有するものと思うのである。

さてここに報告する長尾原遺跡は、島根県邑智郡瑞穂町大字下龜谷に所在し、今日までに出土している土器片から推して彌生式時代後期の頃から賀茂社領になつていたと思われる平安期にかけこのかなり長期間の集落跡であり、又この集落も土師器前半期の頃に最大の規模をもつよになつたもので、その規模は東西約八百米南北約五百米にも及ぶ山間の地にしては珍らしく大規模な出羽盆地中隨一の集落跡である。更にこの長尾原段丘面一帯に亘る広大な集落の周囲には長尾原古墳群と名付ける横穴式石室を主体にもつ群集古墳も形成されているのである。(第一回)

この長尾原遺跡の発見は終戦後しばらくの後のこの段丘上に開拓部落ができる山林の耕地化がすすめられたことに始まる。それまでの長尾原は雜木と赤松に覆われた山林であった。昭和二十七年十月に筆者(門脇俊彦)ははじめて当地を訪れた。当時島根大学に在学中であり、当地とは全く無縁だった筆者は旧島根県史四巻に記載されてある古墳地名表を頼りに邑智郡東部の古墳の跡地に訪れたのであるが、たまたま瑞穂町下龜谷(当時田所村)の旅館に一夜を

明して長尾原の事情を知り、当時県立矢上高校教諭であった地元の三上鶴博氏に同道を頼って長尾原の踏査を行つたところ、開拓はまさにたけなわで、段丘面一番がブルトーザーによつて畠地化され、一面に土器片が散布していた。筆者はその散布状態をメモし、幾つかの土器片の実測をして長尾原を後にしたのである。比高約十米の下段と、更に約十米にある上段との二段によつて形成されている長尾原段丘の全面と、その西側に続く中ノ原にかけて散布している土器片は正に壯觀であった。その後昭和三十七年に島根県教育委員会によつて作成された「島根県遺跡目録」にはこの一帯の遺跡に長尾原遺跡と名付けて集落跡として登録したのであるが、昭和三十九年四月に繰り返して瑞穂町内の高原中学校に赴任した筆者が長尾原を訪れた時には、あの偉觀を呈した遺跡の面影は既に無く、ブルトーザーによって破壊されたあとは水田化され、多くの土器片は水田の底に沈められていて、遺跡発見當時を知ることのできる資料は昭和二十七年に筆者がメモした野帖の数ページのみとなつてしまつたのである。

その野帖メモとその後の調査によつて知り得る発掘調査以前の遺跡の概況は、彌生式後期から始まり極めて新しい須恵器に至る間の土器片の散布情況についてみると、彌生式土器の分布は遺跡東端の極めて小規模な範囲に限られており、5字形口縁は残すが口縁が長く直立する当地方では最古の土師器と考えられる式の古式土器が遺跡下段の東側半分ぐらいに主として分布し、次の前半期の土師器としては新しい式の5字形口縁をもつ土器片が、突如として遺跡全域に分布してこの遺跡の最大規模の時期を示すのであり、それが後半期の土師器や須恵器の分布になると再び縮小されて彌生式土器の分布をみる東端よりも更に東寄りの端に一部と、長尾原下段の西側斜面から中ノ原にかけた小地域、及び遺跡の兩端附近との三ヶ所の位置に分散して小規模な分布範囲を示してくるのである。発掘調査以前の遺跡の状態をみると、所謂長尾原段丘は殆んど水田化され、ブルトーザーによつて遺構は破壊されていふに思われるが、同じ長尾原遺跡の中でも下段西側に隣接する通称中ノ原は、長尾原の開拓以前から畠地化されていたためにブルトーザーによる被害はないものと思われる。この中ノ原の湖盤については古老の語り伝えもない程で

あるから、恐らく江戸時代或はそれ以前からの耕地であったと思われるが、それだけに土器片の発見も認めずなく、又遺傳の破壊も少ないと推定できたわけである。

ところが昭和四十三年に至って下龜谷の部落から中ノ原・長尾原・その東に並ぶ渡原を通っている農道の幅員拡張工事について、瑞穂町教育委員会を通じて瑞穂町土木課からの遺跡の現況変更に関する相談があり、追って同年六月島根県川本農林土木事務所吉田県営係長らの来町があつて、同氏及び瑞穂町高倉貢城土木課長と筆者とが同通して現地を訪れたところ、この農道道路工事は単なる幅員拡張のみではなくて、中ノ原地内は道路新設予定になつていることが判明した。中ノ原の西端から原の中央を横断して長尾原西端に達する長さ約百米幅員十メートルの新設予定地である。

諸般の事情からどうしてもこの新設工事を必要とする旨の話を聞いた筆者は、早速島根県教育委員会社会教育課に連絡した結果、河委員会でも工事の必要な事情を考慮され、追って筆者は同委員会から発掘調査担当の依頼を受け、中ノ原の烟地の部分六十メートルの範囲とその中に含まれる長尾原一号古墳を対象として、昭和四十三年八月十六日から同月三十日までの間、消滅する遺跡の記録保存のための事前発掘調査を実施する運びとなつたのである。

調査実施に当つては、調査補助員の調査話を頗った島根大学山本清教授をはじめとし、地元瑞穂町教育委員会、瑞穂中学校、又連日調査に御協力を給わつた広島県新庄高等学校講師三上謙博氏、田所郵便局員吉川正氏等の暖かい御支援御協力、更には瑞穂中学校生徒諸君の献身的な奉仕を得てこの調査が予期以上の成績を収めて無事終了できたことに對して、心からなる感謝の意を表するものである。

二、調査団の構成と調査経過

発掘調査は昭和四十三年八月十六日から同三十日までの予定で開始したが、予想に反して最勝地の中央部には殆ん

ど選択が認められず、調査予定期間も中止になつて東西両端に複雑な道筋が検出されたり、又台風や夕立になやまされて作業は思うようにはかどらず、結局実際には九月八日に至つて実測の完了をみた。この間調査に当つた調査団の構成は次の通りである。

調査責任者	瑞穂町立高原中学校教諭 島根県埋蔵文化財調査員	門脇俊彦
調査員	松江市立女子高等學校教諭 島根県埋蔵文化財調査員	東森市良
調査補助員	鳥根大学学生	
同	前島己基	
調査協力者	広島県新庄高等学校講師	横山純
同	吉田正年	
田所郵便局員	上城正雄	
瑞穂中学校第二学年生徒	川原和人	
島根県立松江工業高等学校生徒内	田律雄	
島根県立浜田高等学校生徒	川原和人	
各トレンチセクション実測	東森・前島・横山・宍道・吉川・内田	
土塙裏実測	東森・横山・宍道・川原・内田	
整穴透溝及び西端特殊遺構実測	門脇・吉川	
地形測量及び各種位置レベル	朝島・横山・宍道	

調査の実際に当つての主要な内容分担は大体次の通りである。

各トレンチセクション実測

土塙裏実測

整穴透溝及び西端特殊遺構実測

地形測量及び各種位置レベル

朝島・横山・宍道

写 真 摂 影

門 祓・宍道

遺物及び実測圖類整理・報告書執筆 門 祓

その他の全ての仕事には調査員全員でこれにあつた。

調査の経過の概況は次の通りである。

8月16日 午後一時調査員集結 門脇・前島・横山・宍道

人夫による地表面の除草作業に併せ、第一次トレンチ位置の設定を行なう。道路予定地偏縁を基準にして幅三米のトレンチを両端に設定し、北側を第一トレンチ、南側を第二トレンチとする。更に西より五米ずつの区割をそれぞれ一米幅のアゼをおいて各四区割設け、西側より一～四区とし、中央に四米の幅を残す。又これ等の四側に二米×八・五米の第三トレンチをおく。

8月17日 門脇・東林・前島・横山・宍道

第一トレンチ各区及び第三トレンチの発掘。第一トレンチを地山上面まで掘り下げる結果、一区の南壁に接して小判形の墓塚様ピットを検出する。第三トレンチも地山まで一応下げたが、中央附近は地山面が下降するようである。土師器片・須恵器片を各所で採集する。今日から地形測量開始。

8月18日 門脇・東林・前島・横山・宍道

第一トレンチ地山上面清掃。第二トレンチ一区二区発掘。第三トレンチ西側に拡張発掘。第二トレンチ一区より須恵器片包含黒土層検出。第二トレンチ二区から墓塚様のピットが検出され、ピットの上面位置でトレンチの東壁近くからまとめて土師器片の出土を見る。第三トレンチを西に拡張し地山面まで掘り下げる。須恵器片・古式土師器片の出土あり。地形測量続行。

8月19日 門脇・東林・前島・横山・宍道

第一トレンチと第二トレンチの間に有る幅四米の未発掘地に第一トレンチより幅一米のアゼを残して二・五米幅のトレンチを設定して第四トレンチと名付け、西側より五米ずつ幅一米のアゼを残して四区を設けて一区・四区とする。第二トレンチ一区二区清掃。第二トレンチ三区四区及び第四トレンチ各区の発掘。第一トレンチ一区・四区南北各壁セクションの実測。第二トレンチ一区に検出された須恵器片包含黒土層は第四トレンチ一区にも並がっていることを確認する。第四トレンチ二区東壁附近より始西刀根表石斧が出土する。地形測量完了。

8月20日 門脇・東森・前島・横山・穴道

第一第二第四各トレンチを東に延長し、それぞれ幅一米のアゼを残して長さ五米ずつの区割を各四ヶ所設け、いずれも西側から五区・八区とする。第二トレンチ二区三区及び第四トレンチ三区の各床面清掃。第一トレンチ一区より検出された墓壙様の小判形ビットの掘り下げを行なう。第二トレンチ第四トレンチ各一区に検出されている須恵器包含黒土層の掘り下げをする。第二トレンチ一区・四区及び第四トレンチ一区・四区各南壁セクションの実測。第三トレンチ西側にある二個の灰塗跡が長尾原一号墳の石室を利用してつくられている可能性があるのでこの灰塗跡の実測を行なう。

8月21日 門脇・東森・前島・横山・穴道

第一トレンチ一区の小判形ビットの実測を開始する。第二トレンチ一区と第四トレンチ一区の間のアゼを除去し、須恵器片包含黒土層を結んでその掘り下げを行ない須恵器片の散布情況の実測を開始する。第一第二第四各トレンチの一区及び二区の東壁セクションの実測。第二トレンチ二区に検出された土師器片を伴う墓壙様ビットの掘り下げを開始する。灰塗跡の実測続行。本日は道路掃除のため人夫は一人も出す。又本日は午後夕立があつてしまは作業の中断を見る。

8月22日 門脇・東森・前島・横山・穴道

第二トレンチ五区・七区及び第四トレンチ五区六区の発掘。第一トレンチ一区の小判形ビット内に落ち込んでいた石を取りあげてビットの実測完了。第二トレンチ一区と第四トレンチ一区に連なる須恵器片散布情況の実測を完了する。この須恵器包含黒土層は第二トレンチ及び第四トレンチの各二区にも及んでいる模様なので一区二区間のアゼの除去を始める。第三トレンチ西拡張区第二灰屋跡の床面の掘り下げを始める。調査区域全域のトレンチ配置図作成。

8月23日 東森・前島・横山・宍道

第一トレンチ五区・八区及び第二トレンチ八区及び第四トレンチ七区八区の発掘を行ない、最初予定したトレンチ全帶の地山までの掘り下げを終了する。第二トレンチ八区においては特に地山の傾斜が著しく、その東端においては一米の掘り下げにもかかわらずなお黒土層の堆積が続き、この黒土層には多數の土師器片の包含がみられる。

第三トレンチ西拡張区第二灰屋跡床面の掘り下げ、続行。第二トレンチ一区二区間・第四トレンチ一区二区間・第二トレンチ二区と第四トレンチ二区の間・第二トレンチ二区三区間・第四トレンチ二区三区間・第一トレンチ二区と第四トレンチ二区の間のアゼをそれぞれ除去する。

8月24日 門脇・東森・前島・横山・宍道

第二トレンチ八区の発掘を続行する。土師器片を包含する黒土層は更に東に延びている様子なので、第一・第二・第四の各トレンチ八区の東側に一米のアゼを残して第一トレンチ北壁延長と第二トレンチ南壁延長の間いっぽいに幅三米の第五トレンチを設定して発掘を開始する。第一・第二・第四各トレンチの三区東壁のセクション実測。十一時頃から雨足が強くなり、各トレンチ共水溜りがひどく、作業の継続不能となつたため午後は調査をうちきる。

8月25日 門脇・前島・横山・宍道

二つの灰屋跡の石材を除去し、第三トレンチ西拡張区の全面発掘を開始する。第五トレンチの発掘続行。西壁右い

に土師蓋片多数の検出をみる。第四トレンチ八区の床面の清掃を始めたが、自然焼経面に住居跡らしきビットの一
部を確認する。なおこの遺構は他の住居跡の一部を破壊して作られているようであり、複合遺構の様相を呈してい
る。第一第二第四各トレンチ四区～七区の各東壁セクション実測。第一トレンチ五区～八区北壁セクション実測。

8月26日 門脇・前島・横山・宍道

第三トレンチ及び同西拡張区の掘り下げは畠地山面に連する。地山面上に落壁をもつ円形の炉状構造物を検出する。
更に拡張区西壁附近には円砾群が認められる。須恵器片及び土師器片の出土を見る。第一トレンチ二区から第四ト
レンチ二区にかけて検出された墓塚様の小判形ピットの掘り下げを始める。第五トレンチの発掘を継続し多数の土
師器片を検出する。第一トレンチ五区～八区の南壁及び第四トレンチ五区～八区の北
壁の各セクションの実測。第一第二第四トレンチ各八区間のアゼを除去し、床面の清掃をした結果、二基の整穴遺
構が複合した形態で保存されていることを確認する。

8月27日 門脇・前島・横山・宍道

第三トレンチ西拡張区中の第一灰屋跡石材除去後に灰屋跡とは無関係と思われる石列が確認されたが、この石列が
楕円式石室の破損残部である可能性があるためにその右列の実測をする。更にこの西拡張区の全面清掃を開始する。
第一第二第四トレンチ各八区東壁セクションの実測。第一第二第四各トレンチ八区と第五トレンチ周のアゼを除去
し、整穴遺構の発掘と清掃を開始する。第二トレンチ二区に検出された土師器片を伴う墓塚様ピットの清掃と実測
を完了。第一トレンチ二区から第四トレンチ二区にかけて検出された墓塚様小判形ピットの清掃及び実測を完了す
る。

8月28日 門脇・前島・横山・宍道

東側の複合整穴遺構の清掃を終行し、整穴の東壁と思われる畠南北に走るつきかためた帯状の粘土を確認する。西

博の炉状構造をもつ遺構の床面の清掃を続行する。東側上段よりこの遺構に注ぐ水路を確認し、その水路の下端には水溜壺が設けられていることが判明する。床面からは多數の須恵器片と鉄滓が検出され、須恵器を伴う鍛冶屋跡ではないかと思われる。

8月29日 門脇・前島・横山・宍道

台風が襲来し豪雨。トレンチ及び検出遺構の内部に入ることができないので作業を中止し、旅館にて記録の整理や遺跡についての検討を行なう。

8月30日 門脇・前島・横山・宍道

東側の堅穴遺構の清掃を完了する。西側の古代鍛冶屋跡と思われる遺構の清掃を続行して鉄滓の溜壺を確認する。又鉄滓川砂利中に須恵器片の混在が認められた。

8月31日 門脇・前島・横山・宍道

西側遺構の清掃続行。第二トレンチ五区・八区及び第五トレンチの各南壁セクションの実測。トレンチ位置図の補足及び各実測基点のレベルの確認。東側堅穴遺構の実測を開始する。

9月1日 門脇

西側の鍛冶屋跡らしき遺構に注ぐ水路の東端部の確認のための作業を続け完了する。東側の堅穴遺構の実測を継続する。

9月2日～5日 門脇

東側堅穴遺構の実測を継続し完了する。

9月4日～8日 門脇

西側の鍛冶屋跡と思われる特殊遺構の実測をする。八日の夕方に至って実測を完了。土器片等の重物の取り上げを

終えて調査の一応の終結とする。この間吉川正氏の来援があつたとはいへ、大部分は筆者一人での調査であり、加えて既に二字期も始まつてゐる関係上授業の合間に縫つての調査であつたために予想以上の時間を費した。

調査協力者諸氏の来援は不定期であつたために、前述の調査経過の記載の中ではその氏名を割愛さして頂いたが、調査の全日程を頗る謙譲にすすめることができたのは、ひとえに協力者の方々の御尽力の賜ものであつたことを銘記しておきたい。

三、遺跡の概況

前にも述べたように、今回発掘調査を実施した長尾原遺跡中の中ノ原段丘は、極めて早い時期に段丘面の畠地化がすすめられた場所であるだけに直機による大規模な遺構の破壊は恐らく免がれてゐるであろうと想像されていたが、それだけに又長期間の耕作が行なわれた關係上人力による部分的な破壊を受けていることも当然予想されるところであつた。発掘の結果ではこの予想は的中しており、かなりの遺構の検出がみられた反面その多くがある程度の破壊を受けていた。殊に長芋の作付が広範囲に行なわれており、そのためにかなりの深部まで掘り返されていて、遺構の形成された当時の地山面の破壊はそうとうにひどいものであつたといえよう。中でも段丘中央部稍東寄りの破壊はひどく、後述するところではあるが幾つかの遺構が畠耕作のために消滅してしまつてゐるのではないかとさえ思われる。がともあれ、発掘の結果判明した発掘地点の地勢についてみると、西側の段丘崖頂から約八米東寄りの位置より東に約三十七米の間は多少の凹凸はあるとはいへ水平な地山面をもち、そこから更に東へ約十米の間は東に傾く五分の一勾配の傾斜をもち、その点から地山は崖を成して東側の小谷へ落ち込んでゐる。ところがこの小谷には長期間の土砂の堆積があつたらしく、段丘を構成している黄褐色を呈する古い地山の上面に、頂底東側の崖頂の辺の高さ

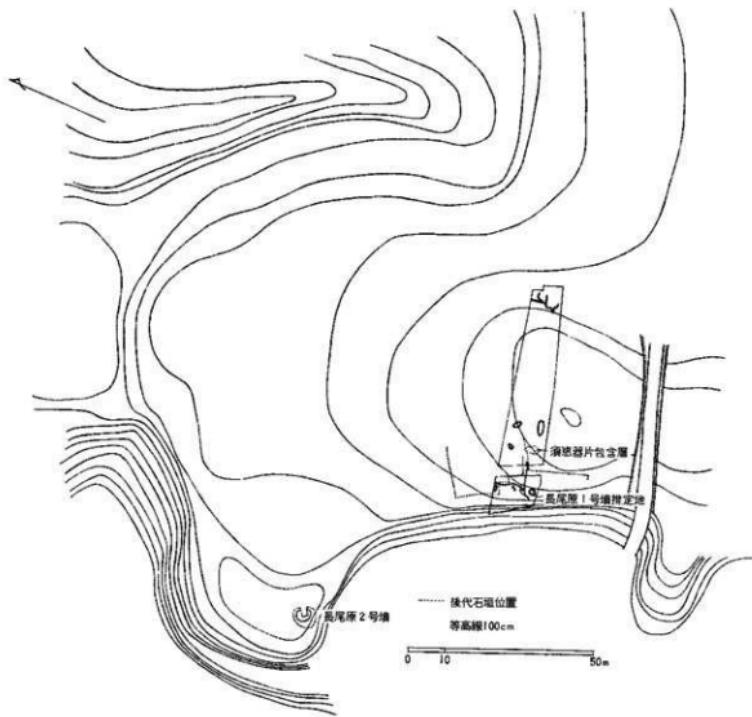
まで黒色を呈する自然堆積土が積っており、この自然堆積土と古い黄褐色の地山との両方にベースをかけて堅穴遺構が形成されていた。地山上面の堆積土の様子についてみると、遺構の認められない位置においては地山の上面にすぐ耕土層が乗っているが、遺構のある位置では必ず遺構上面に幾らかの厚みをもつ黒土層が認められ、その上に耕土層がある。耕土層の厚さは地山面が荒されているために凹凸がはげしいが、三十㌢～四十㌢を普通とし、東側の丘端附近では六十㌢を計る例に厚くなっている。又段丘の西端部においては段丘崖頂より約八米の間発掘地点を中心南北に約二十米の幅で明らかに削り取られた跡が認められ、この部分だけ段を成して低くなっている。どのような事情のものにいつ削除されたものかについては判然としないが、どうやら長尾原一号墳はこの低い位置に構築されてあつたらしいところから、この位置の削り取られた時期は古墳築造以前の極めて古いことのように思われるるのである。

発掘によつて判明した遺構は第四のグループに分けることができるようである。その第一は丘の中央稍東西寄りにみられる須恵器包含層と土塗墓群であり、第二は発掘地点の東端で検出された點穴群である。そして第三には発掘地点西端で検出された特殊遺構があげられ、第四に丘の中央稍東寄りの遺構消滅地帯と思われるものである。とすれば長尾原一号墳は一体どうなつたであろうか。以下長尾原一号墳の実態と各遺構群の様子とを報告することにしよう。

1. 長尾原一号墳について

長尾原一号墳については二つの語り伝えがあることを今回の調査ではじめて知つた。今回の調査区域の西端には二つの灰塗跡があつたが、そのうちの南側の周囲に封土状の盛土のあるものが古墳であるといふ伝えと古墳は完全に破壊して二つの灰塗を作つたといふ伝えの二つがそれである。今回の調査までの間に聞いていたものは前者であり、又以前に踏査した際にも茅に覆われていて細部まではわからなかつたことと盛土に目をうばられて信じていたことが手伝つて、灰塗の石積みを横穴式石室の隔壁と見誤つていたのである。だが今度の発掘によつて後者の伝えが正しいことがはつきりした。石積の間にには焼けた土がこびりつき、石自体も焼けていてこの石室が灰塗に使われてい

第2図 長尾原遺跡中ノ原区実測及調査区域位置図



たものであることは明白となつたし、又石組自体の構造も横穴式石室のそれとは異つてゐることも判明した。調査に当つては灰塗跡の石壁を充分に検討し、その石材を注意深く除去して、その跡に灰塗跡とは無関係と思われる石列も検出したが、それでも横穴式石室の残存部といふには信頼性を欠くものであり、結局古墳の残部を正確に認めることはできなかつた。だが古老の話によるとこの二つの灰塗が作られたのは明治の頃であり、それまでは確かに横穴式石室が存在していたし、この地点の小範囲の地目は切園では墓地になつてゐるという。この段丘には元来大きな石材の存在が認められないにもかかわらず、この周辺には多くの石材がころがつており、灰塗の石にしても古墳に使用されていたと思われる石材が用いられており、又発掘中には耕土にまじつて鐵鏃片と刀子片が出土して古墳の副葬品の残片とも考えられるし、更に二号塚以下の古墳は遺物をも含めて現存していること等から推して、且つて存在していた横穴式石室を破壊してその石材を用いて灰塗を構築したであろうことは信用できるようと思われ、長尾原一号墳は完全な消滅古墳であると考えられるのである。

2. 須恵器鱗片包含黑土層と土塙墓群

遺跡の中央稍西寄りの地点（第一第二第三各トレンチの一区二区内）では三穴の土塙よりなる土塙墓群と須恵器鱗片包含層とが検出され、他の地点とは異つた遺構群を形成していた。

ア、須恵器鱗片包含黒土層

第二及び第四トレンチの各一区と一区二区側のアゼ下に散布していた須恵器鱗片を包含する黒土層であるが、その分布範囲は南北三・四米東西約三米を計ることができ、土器片の散布密度は均一ではなくてその南西端の七十幅四分五最も密に散布しており、次が東北端の稀密な散布で他は散的で稀薄であり、包含層が地表に近いために擾乱された痕跡も認められるけれども、そうかといって全面的な擾乱ともいゝ切れず、やはり出土状態の示す土器片の二つの中心を考慮せねばならないようと思われる。（写真1）包含層は地表面から十五厘米～二十厘米の比較的浅いところにあ

り、包含層の厚みは十三厘ぐらいで地山面に達するが、この中に含まれる須恵器片はいずれも青海波文をもつ大形の鏡片で、それ以外のものは全く認められない。更にこれ等の須恵器片は一個体分ではなく数個体分の破片のようであるが、いずれも器の形態は長頸の甌のようであり、その頸の部分には波状沈線文がぎやかに施こされている。これら等の器の時期についてみると、その青海波の形態等からみて須恵器としては比較的新しい式のものと考えられる。さてこの須恵器片の存在の意味についてであるがそれには様々な場合が考えられる。先ず何等かの理由によつて大甌をこの地点に捨てたとする二次的移動の考え方であるが、もしそうだとすれば破片はもつと密に厚く散布していた方が自然であり、実際の出土状態からはこのように考えるのは不自然のようと思われる。とすればこの須恵器片は原則的にこの位置に置かれていたということになるが、その場合には更に三つの方向が考えられる。その一つは当時の人々の生きた生活の中で何等かの役割をもつてここに置かれたということであり、他の一つは埋葬施設ではないかと思われること、更に今一つは祭祀的意味である。第一の生活の場での使用についてみると、少なくとも土器片の出土状態や周囲の情況から考えて、このことを肯定することは先ず無理のようである。周囲の状態をみると、あたかもこの土器片を取り廻すような状態で三つの墓塚様の土塙が並んでおり周囲は正に当代の墓地を形成しているのである。とすればこの土器片も埋葬施設とみるのは一応不自然ではない。この場合に先ず考えられることは須恵器片の關係が、それは上にある耕土及び黒土層の薄み、更には土器片の復原形が少なくとも数個体になることと分布面積の関係等から推してその可能性はまずあるまいと思われる。それでは須恵器片の如き構造はどうかといふに、もしそうであるとするならば如何に部分的な擾乱を受けているとはいえそこにはそれなりの何等かの形態を止めていてもよさそうなものであるがその跡は全くみあたらないのであり、このようにみてくるとこの須恵器片を埋葬施設の残滓とするにはにわかに同意でき難い気がするのである。そうすれば残る祭祀的意味についてであるが、周囲には北及び東側には取り廻すように土塙があり、南側は未発掘のために不明であるが西側には長尾消滅一号古墳があつて、この須恵

器群の出土地点は中ノ原段丘西側に形成された墓地の中央に位置することになり、これ等の墳墓群と相關連する祭祀的意味をもつものとの想定が可能となり得るのである。もしこの想定が肯定され得るものとすれば、古代墓制究明の上に今後検討すべき重要な課題のように思われるのである。

イ、第一土塚墓

第一トレンチ一区に検出された土塚であるが、上面で主軸が一・四八米広幅〇・八五米狭幅〇・六米深さ〇・四〇・五米を測る小判形土塚で、主軸を東北→西南に向けて東北側が幅広く形成されており、中に〇・八四×〇・六六米厚さ最大〇・三七米の自然石が落ち込んでいた。このような土塚は近くでは昭和四十三年三月に発掘調査を実施した瑞穂町大字上龜谷腹籠原日遺跡からも検出されており、これ等は土塚墓と考えて誤りないものと思われる。東北側が幅広いところをみれば、恐らくこの方向を頭部として遺骸を安置した墓塚であろう。中に落ち込んでいた石は悉らく墓塚上面に墓標として整かれていたものが、木蓋の腐蝕と共に塚中に落ち込んだものではあるまいか。墓塚内幅からは混入土にまじって青海波文をもつ須恵器片が二片検出されたがこれは副葬品として埋葬されたものとは考えられず、たぶん上部からの混入物であろう。但し須恵器包含層との何等かの関連は考慮せねばなるまい。がともあれこの墓塚の年代を積極的に知ることのできる遺物は何もなく、この墓塚だけではその年代を決定することは不可能である。

(写真2)

ウ、第二土塚墓

第一トレンチ二区南端から第四トレンチ二区北端にかけて検出された土塚で、上面において一・九三×一・一一米深さ〇・四七米を測る小判形を呈し、第一土塚墓と同様に主軸を西北→東南におく墓塚と考えられるものである。この墓塚内には二つの柱穴が認められるが、壁にある柱穴には上部の黒褐色耕土の流入が認められるのに対し、底部の柱穴内には耕土の流入は認められずに黄褐色土の混入がみられるのであって、この土塚の年代を底部の柱穴よりも新

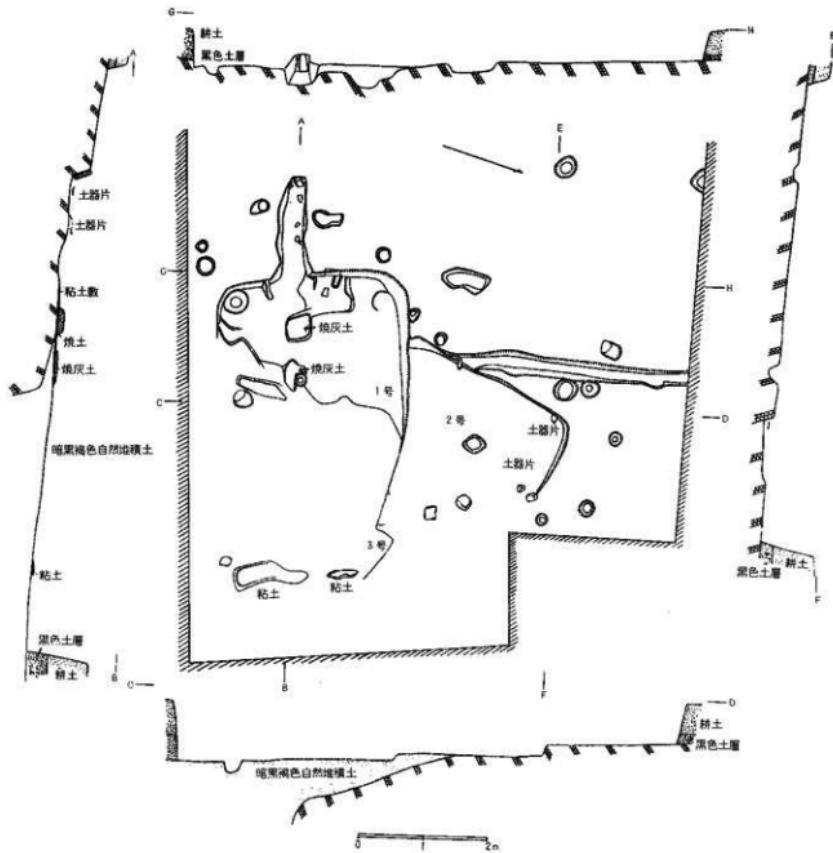
しく壁部の柱穴よりも古い時期に求めることができるようである。（写真 5）ところでこの土塙墓にも恐らく上部に墓標が置かれていたであろうが、後に柱穴がうち込まれてある程であるから二次的に持ち去られたものと考えられる。内部からは土師器片が検出されたが、これは当初から内部に収められた副葬品の残欠とは考えられず、恐らく二次的な混入物であろう。だがこの地方には墓塙の上部に土器片を置く風習が早くからあり（例えば瑞穂町大字鶴澤御華山剝生式墳墓）、次節で報告する第三土塙にもその状態が認められるところから、この土師器片もこの土塙墓とは全く無関係のものであるともいい切れないものである。

エ、第三土塙墓

第二トレンチ二区に検出された土塙であるが、この土塙は上面において主軸長三・六五米広幅一・四米狭幅〇・八米を測り、主軸を東北東～西南西において東北東の広い楔形を呈しており、深さは〇・一五～〇・二三米と浅く、第一～第二の土塙墓と比べればその形態を異にするが、しかしやはり墓塙と考へて誤りないものと思われ、東北東に頭部を置いて遺骸安置した土塙墓と考えられる。この墓塙からも内部遺物は認められなかつたが、墓塙上面に土師器片がかためて置かれてあり、このような埋葬法は前にも述べたように当地方では早くから行なわれていたことであつて、その風習を踏襲したものとして理解することができる。（写真 4）この墓塙上面に置かれていた土師器片の中に口縁部片が認められたが、この口縁部片は新しい式のものであり、それはこの地方においても既に須恵器の共存の確認されている時期のものであつて、この土師器片によって知られる土塙墓の年代を古墳時代末に求めることができるのである。

以上三つの土塙墓について報告したが、これ等の土塙墓の中で年代の確定できるものは古墳時代末と考えられる第三土塙墓のみであるけれども、恐らく他の二つもあり時期的な違いはないものと考えられる。とすれば前述した須恵器片群とも時期的な差異はないものと思われ、これ等の遺物を一括した埋葬形態を検討する必要があるようと思われる。

第3図 竪穴住居跡群実測図



れるのである。

3 東側堅穴遺構群

第一第二第三の各トレンチ八区と第五トレンチにかけて検出された堅穴遺構群である。この遺構群は、構築年代のそれぞれ異なる三つの堅穴遺構と畠南北に走る溝状遺構とが複合しているものであり、最も南側に作られていて破損の少ない遺構を一号、その北側にあって半壊している堅穴遺構を二号、この二つの遺構の東側にほんの一端だけ痕跡を止めて大部分消滅している遺構を三号と名付けて報告することにする。

先ずこれ等の遺構の構築年代の前後関係についてであるが、一号堅穴は二号堅穴の南側を切って作られているから溝状遺構は二号堅穴に先行するものであつて、この三遺構は溝状遺構→二号堅穴→一号堅穴の順に構築されたことがわかるのである。三号堅穴は平面図でみると一見二号堅穴の東南部を切つて作られているようみえるけれども、芋面図にみられる三号堅穴の壁線は断面図には殆んどあらわすことができない程に高さの差は認められず、実際には二号堅穴を作る際に三号堅穴の西壁及び北壁を削つて二号堅穴の床面の延長を三号堅穴の床面に求めたもののように考えられ、むしろ三号堅穴は二号堅穴に先行する遺構であると思われるのである。このようにみると三つの堅穴遺構は三号→二号→一号の順で構築されたことになるが、三号堅穴と溝状遺構との前後関係を示す証拠は何もなく、或は、この两者は同時的な遺構であるかも知れない。ともあれこれ以上のこととは諸般の都合で究明できなかつたことは認め残念なことであった。(第5図・写真8)更に一号堅穴と二号堅穴との前後関係は単に遺構の解剖面から知れるのみではなく、両者の遺構から出土した土師器片からも同一の結論を導くことができる。即ち、一号堅穴の床面にあつた土師器片は前述の第三土塙上面上に置かれていた土師器片と署同時期のもので土師器としては新しい式に属するものであるが(写真12)、二号堅穴の床面より検出された土師器口縁部片は5字形口縁で、蓋部片をみてても未だ完全な

九疑にはなつておらない式の古い要業をもつた土器である。このことからも二号堅穴は一号堅穴に先行するものであることが証されるであろう。

個々の遺構の状態についてみると、三号堅穴はその痕跡のみであるために説明を加えることもないし、又解状遺構についても上面で畳三十五畳の幅をもち、深さ約十八畳のH字形断面をもつ南北に畠水平な遺構であるといふ外は両端が不明のために説明の仕様もない。この遺構群中の最も古い遺構についてはその時期も詳細も不明というの外はないのである。

二号堅穴についてみると、それは隅丸方形の形割を止め、一边は完全な南北に走っており、南側が破壊されているとはいえ壁線の動きでみると西壁は大部分が残されているようと思えるから南北約三米程度の規模をもつものであることがわかり、西壁の最高部で約二十五畳の掘り込みをもつて床面が南に緩傾斜した堅穴住居であると考えられる。

一号堅穴は東北に面した斜面に作られており、その規模は上面で西北より東南三米西南より東北四・二五米の長方形を呈する隅丸方形で、西南壁の中央部から上面で奥行一・六米幅〇・三五〇・六二米の奥細の煙道がついており、壁は西北に高さ十分の一の勾配をもつていて、（第三図、写真5）又東北側には掘り込みはなくして粘土を帯状に並べて壁を作っていたらしく、現存最高約十畳の高さをもつ粘土壁が部分的に残存していた。西南壁に近い方の床面には薄く黄色粘土が撒きつめられてあり煙道口の焚口にあたる部分にも粘土の造り付けがあつてカマド状の構造が作られており、くぼみ部ができるまで灰土をかき出したあとがうかがえ、又煙道の最奥部には石が立て掛けられていた。更に注意す

べきことはカマド部から煙道の焚口側にはかなり煙の焼けた痕跡がみられたが、煙道の奥の方には焼けた痕跡はあまりなく、恐らく煙道の奥の部分は長いものを作ったにもかかわらず天井がなかったものと思われる。カマドの付けられた堅穴住居は船橋市夏見町夏見台遺跡（ニューサイエンス社「夏見台」）・東京都板橋区小豆沢町小豆沢堅穴住居跡（日本文化史大系1飛鳥時代）・長野県下伊那郡喬木村伊久間遺跡（同前）・長野県平出遺跡（同前）等々でも知られており、一般に方形隅丸の形態をもつ堅穴で、土師器も新しい時期のものからカマドの出現はみられるようであるが、この長尾原一号堅穴も隅丸方形の新しい土師器を出土する堅穴であることは例外ではない。なおこの一号堅穴のカマドの部分は恐らく今少し丁寧な構造があつたものと推測されるが、二次的な擾乱がかなりひどく、そのため破壊し去られたもののように思われる。又擾乱がひどいために遺物も原形では殆んど保存されておらず、僅かに煙通内に密着した土師器片を見出したのみであり、多くの破片は上部の黒土層中に無秩序に包含されていた。

柱穴については、一号二号の各堅穴とも各々その構造に付随すると思われるものが幾つかずつあるが、第5図にみられるようにそれ以後のものも混在しており、更に詳細な検討を必要とする。

4. 西側特殊遺構

第三トレンチ及び同西拡張区から検出された遺構である。この場所には地表に二基の灰塗が置かれていたことと、長尾原一号墳の存在地点になつていていたために調査は極めて難行した。灰塗は南北に並んでいたが、その灰塗の床固めの土層の把握が困難であり、地形も極めて複雑であつたために非常な時間を費したのである。

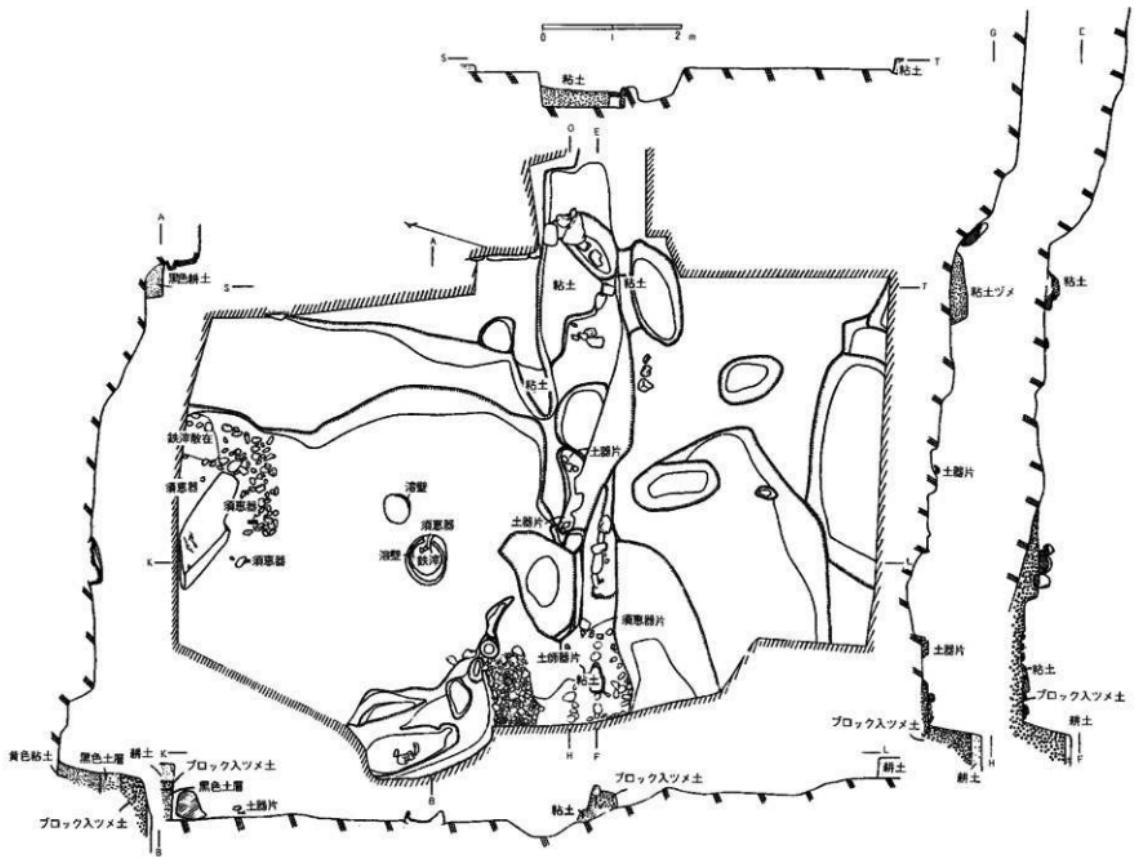
遺構の概況をみると、この部分で段丘の西端が八メートルばかり削り取られた段を構成していたことは前にも述べたところであるが、その下段の地山面は凹凸はかなりあるものの大体七分ノ一勾配で段丘崖に連しているのであるが、このトレンチの中央稍南寄りの地点から北方には更に深い掘り込みがつくられており、その掘り込みの中が遺構になつてゐるわけである。その規模は段丘崖から東に署五メートルの平坦部が作られ、北側は今回の調査の区域の外側にまでも達な

ついて、今度の調査では未だその全てが明白になつたわけではないのであり、農道工事の区域外に残された北側の部分にもこの遺構の続きは地下に眠つてゐるのである。今回の調査範囲はしたがつて遺構の南側部分ということになるわけだが、調査区域内での南北の長さは東側で六・二米西の段丘崖頂附近で約七・五米を測ることができ、掘り込みの南端には壁に沿つて東側から遺構平坦部の中央附近にまで水平距離五・八米の水路が設けられており、その水路の終端から段丘崖の方向に不定形の池が作られていた。遺構の東側は二段に築造されており、地山面から約三十厘米下つて一平坦部が認められ、それより更に約四十厘米下がつて遺構ベースの平坦面ができる。遺構の中央稍南寄りには磨盤をもつ円形の炉が置かれてあり、又池の西側には一・一六×〇・六米の長方形の範囲の中に小さな円碟がぎっしりと並べられており、その南側にも稀薄な円碟群がみられる。但しこれ等の碟群はいずれも遺構ベースよりも約三・十厘米高く築かれたツメ土の上に置かれてあつた。更に調査区域内の北寄りにも円碟群が認められたが、この中には鉄滓や須恵器片が混在しており、その須恵器片の中には円碟の下にあるものもあって、ここでの鉄滓円碟須恵器片は最初から混じり合つていたものをこの位置にうつしたような出土情況であつた。又その碟群の更に北側には一・四×〇・六米厚さ〇・四米の平板状の自然石が遺構ベースに密着しておかれてしまつて、その東側には鉄滓が多数散乱していた。

この外細かい全体の碟子の詳細は複雑なために文字では表現し難いので、第4図及び写真9、10、11を御参照願いたい。
なお遺構ベースまでの地表からの深さは約八十厘米である。

水路の構造についてみると、大きく削り取られて設けられている部分よりも更に東側の上位置から水路は設けられており、段の部分には石を立て掛け、水の落ちる位置には更に石を敷いて水圧によつて水路底が掘れくぼむことのないように工夫されており、そこから西側は約一・八米にわたつて水路中の北側に粘土ヅメをして水路の幅を狭くし、段の部分から西に〇・六米の位置が最も狭くなつていて僅かにその幅は二十二厘米しかなく、更にこの狭い部分では水路底から十六厘米上のところに二十四×十四厘米の長方形の偏平な小碟をわたして小さなトンネルが意図的に作られてあ

第4図 西側特殊遺構実測図



つて、ここで流水の調節ができる仕組になつてゐる。そこを過ぎると水路の幅は八十粁ぐらいの広さになつてゐるが、池に近い部分ではその幅は再び狭くなつて約二十粁を測る程である。又水路の落差は上端から池の縁まで一・四米を測ることができる。水路底の凹凸は極めてひどく、又水路の底には薄く砂が残り更に彌生式土器及び古式土師器の破片が多数ころがり込んでいた。今回の発掘で彌生式土器片がみられたのはこの水路の中だけであり、水路底に薄く残っていた白砂は花崗岩質のものでこの段丘上には存在しない性質のものであることを共に注意しておきたい。(写真)

11

中央稍南寄りに置かれていた溶壁をもつ炉は径約七十粁の円形炉で、高さは遺構ベースから十四粁高くなつてゐる。炉の中の灰層の底からは鉄滓と須恵器片が検出された。

さてこの遺構の年代についてであるが、中央の炉内の灰層の下から須恵器片が出土しているところから、この遺構の上層をこの須恵器片の時期に求めるることは可能のように思われるが、その下限をきめる積極的なきめ手はない。だがこの遺構内から多く出土した須恵器片の出土状態から推してこれ等の須恵器片の時期がそのままこの遺構の時期をあらわすものと考へても不自然ではないようと思われる。ここで出土した須恵器片は全て青海波文をもつて新し式のものであるが、この遺構も新しい須恵器の時期のものとして誤りないと考へるのである。

ところでこの遺構の性格についてであるが、この遺構もやはり部分的にはかなり擾乱されていたことは事実であるけれども、この遺構内から検出された多くの鉄滓の出土時期は恐らく原形を止めていると思われる所以、これだけの鉄滓を伴う遺構ということになればどうしても鉄に關係ある工房跡であろうとする推論にはまず誤りはないであろう。だが鉄をどうした遺構かという點になると容易に決しかねる。水路・溜池・炉と併つてあるところは鍛冶屋跡とも考えられるし或はそちらであるかも知れない。だがあまりにも疑問が多過ぎる。多数の円礫は一体何であろうか。水路の中はどうして花崗岩質の白砂や燒成式土器片が入っているのだろうか。ともあれ、ここではこの遺構をして須恵器を

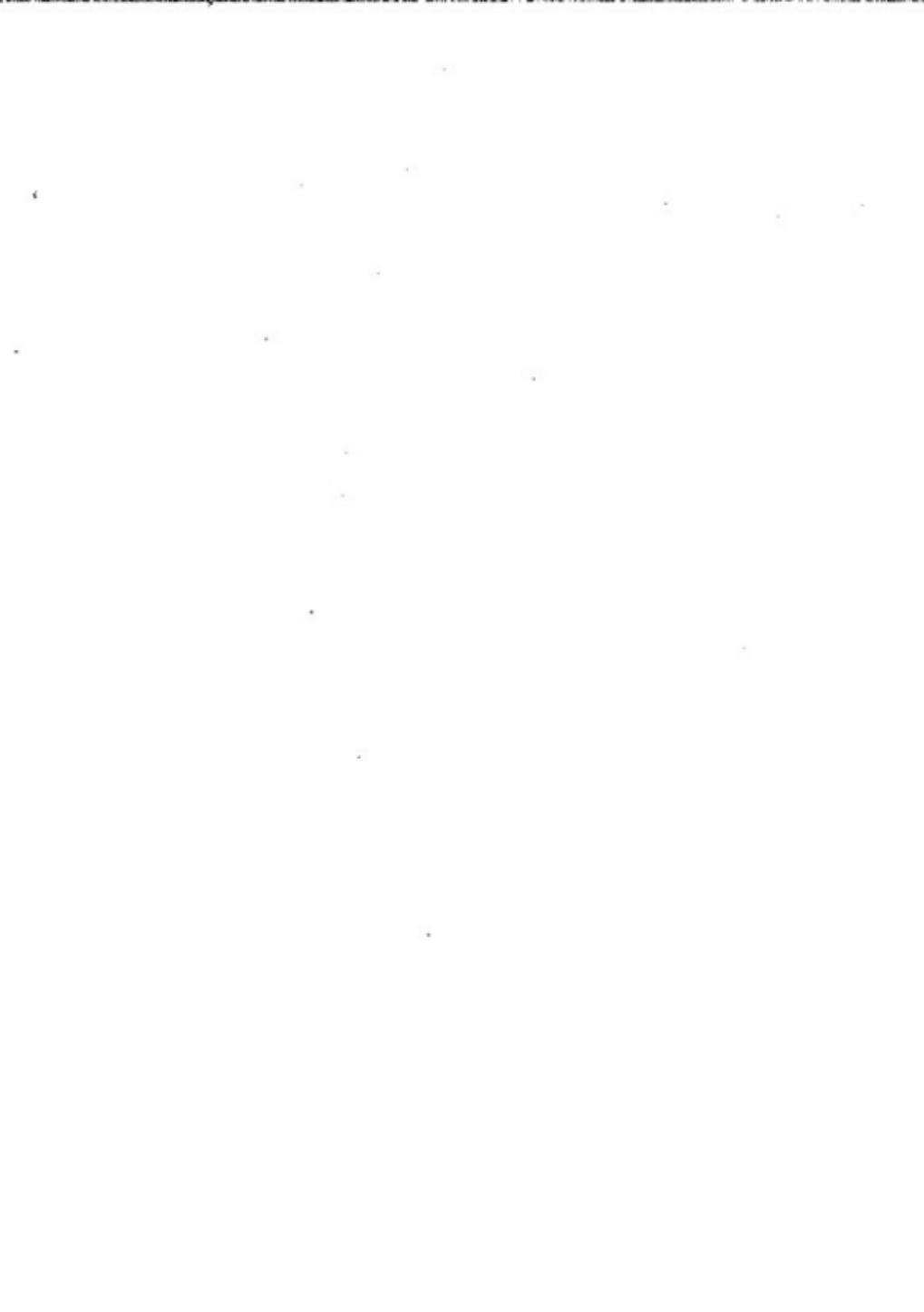
伴う鉄に関する工房跡であるというに止め詳細は今後の検討に待ちたい。なお最後に、この遺構では柱穴が僅かに三個しか検出されなかつた事実も今後の検討を要する課題であろう。

四、遺物の概況と結語

遺物についてはこれまでにあちこちで触れてきたことであるので、ここでその詳細を述べることは紙数の都合上割愛することにしたい。全体的にみて、今回の調査によつて検出された遺物は須恵器片・土師器片・特殊造形の水路内の鬻生式土器片・石斧一個・長尾原一號墳の副葬品の残片とみられる鐵鏃片と刀子片の各一片・多數の鉄滓である。このうち鉄滓については今後その分析を試みたいと思つてゐる。石斧は始而刃の敲打で作りの丁寧なものであつたが、この出土土地点が遺構であることは認められなかつた。須恵器片はその大部分が新しい式の青海波文をもつ碎片であつたし、土師器片も一部を除いては大部分がこの地方でも既に須恵器と併出する式の新しいものであつた。それだけに残された遺構も古墳時代末からその直後にかけての新しいものが大部分であつたといえよう。又遺跡全体が二次的な擾乱をかなりひどく受けており、それだけに土器等は全部こわされて無秩序な出土状態のものが多かつたことも今回の調査の特徴といえるであろう。

だがこれだけの擾乱を受けていたにしては遺構の保存はかなり良かつたといえるのではなかろうか。しかも調査区域中の三ヶ所に、それぞれに異った遺構群が検出されたことは極めて意義深いことであつたといわなければなるまい。中国山地の真只中にも土師器の後半には隅丸方形の堅穴住居にカマドが出現していた事実が判明したこと、又土弧墓埋葬法の一形態が想定されたこと等は極めて重要なことであつた。更に古代における鉄に関する工房跡の発見も見逃すことができない。中国山地の鉄資源の開発が石見國においても既に始められており、後賀茂別雷社領となつた当地

の鉄資源の行方を究明することによって、或は山間莊園の経営形態等にまでもそのメスを加えることができるのかも知れない。いずれにしても三様に重要な課題をはらむ三種の遺構については到底限られた紙数に述べつくせるものではなかつた。今後更に検討を加えて、それぞれの遺構をより詳細に報告する機会を是非つくりたいと思つてゐる。

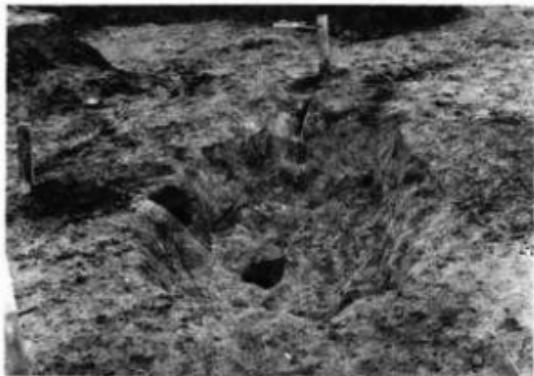
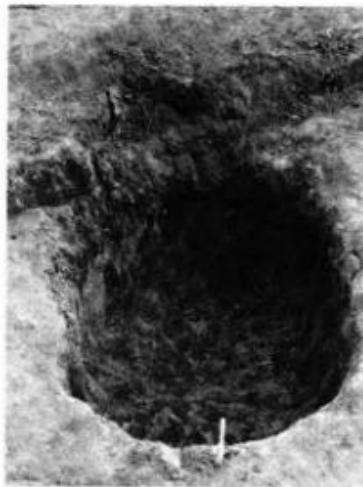


1. 須恵器片散布状態

(手前にみえる土手様の土帯は後代の石垣構築のためのものである。向う側の凹部は第3土壤墓)



2. 第1土壤墓

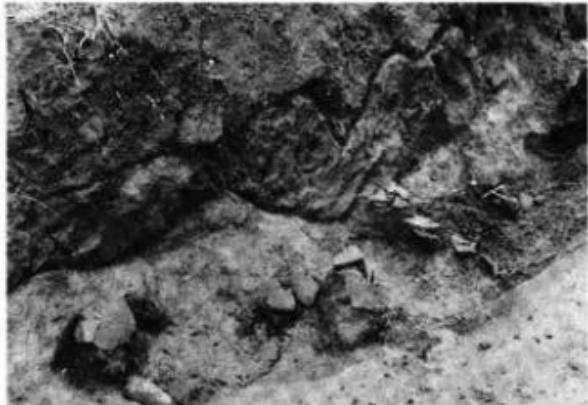


3. 第2土壤墓

4. 第3土壤墓



5. 1号竖穴付属烟道
上部黑土层中土师
器片出土情况



6. 1号竖穴全景





7. 1号竪穴 煙道及び
焚口の構造



8. 1号竪穴 2号竪穴
溝状構造の接触部



9. 西側特殊遺構全景

10. 西側特殊遺構内北
端の礫・須恵器片
鉄滓出土情況



11. 西側特殊遺構に注
ぐ水路全景



12. 1号竪穴烟道内出土土師器



13. 2号竪穴床面出土土師器

